

低入札調査基準価格を下回った入札に関わる措置の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、適正な施工を確保する観点から、ダンピング受注の排除を図るため、低入札調査基準価格を下回る価格による入札（以下「低入札」という。）があった場合の措置について定めるものとする。

(入札参加制限)

第2条 低入札があった場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 低入札をした者に対しては、指名差し控えの警告通知（様式第1号）を発する。この場合において、警告の有効期間は3月間とする。
- (2) 警告通知を受けた者が、警告期間の終了までに再度低入札を行った場合は、指名差し控え通知書（様式第2号）により原則として翌月から2月間の指名差し控えを行う。
- (3) 低入札が頻繁に行われた場合（1ヶ月の間に繰り返された場合をいう。）については、指名差し控えの期間を延長（1件増える毎に2月を加算）して行う場合がある。
- (4) 当該警告通知または指名差し控えを受けた者が、解除後に再度低入札を行った場合は、上記（1）～（3）の措置を繰り返す。
- (5) 指名差し控えを受けた者は、その期間内においては、他の工事の入札（随意契約を含む）に参加することはできない。
- (6) JVの場合は、構成員全員を対象とする。
- (7) 警告通知及び指名差し控え措置は月末毎に該当者を取りまとめ、原則として、翌月の1日付け（1日が市の休日にあたる場合は、市の休日の翌日）で、別紙様式に基づき対象業者に通知し、関係各課に周知する。
- (8) 上記の取り組みは財政課が所掌し、必要に応じ関係各課の協力を得るものとする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない特段の事情があるときは、指名差し控え期間を短縮し、又は指名差し控えを行わないことができるものとする。

(契約に関する措置)

第4条 低入札価格調査を経て落札した業者と契約する場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 履行保証割合（契約の保証の額）を10分の3以上とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第4条第2項及び第4項並びに第45条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
- (2) 前払金支払割合を10分の2とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。
- (3) 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置が義務づけられている工事については、当該工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす技術者（以下「補助技術者」という。）1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

附則

この要領は、平成24年6月25日から施行する。

(様式第1号)

財 第 号
年 月 日

様

男鹿市長 ○ ○ ○ ○

低入札に対する指名差し控え措置の警告について（通知）

あなたは、下記工事において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札をしました。

このため、「低入札調査基準価格を下回った入札に関わる措置の取扱要領」の規定により、次の期間を指名差し控えの警告期間とします。なお、警告期間内に再度、低入札を行った場合は、指名差し控え措置を講じることとしますので留意してください。

1. 低入札をした工事

工事

2. 指名差し控えの警告期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(様式第2号)

財 第 号
年 月 日

様

男鹿市長 ○ ○ ○ ○

低入札に対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、下記工事において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札をしました。

このため、「低入札調査基準価格を下回った入札に関わる措置の取扱要領」の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

1. 低入札をした工事

工事

2. 指名差し控えの措置期間

年 月 日 から 年 月 日 まで